

広島県建築基準法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十九号

広島県建築基準法施行条例等の一部を改正する条例

(広島県建築基準法施行条例の一部改正)

第一条 広島県建築基準法施行条例(昭和四十七年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の三中「(主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られたものに限る。)」を削り、「政令第二百二十九条の二第二項」を「政令第二百二十九条第二項」に改め、「確かめられたもの」の下に「(主要構造部が準耐火構造である建築物若しくは不燃材料で造られた建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物の階に限る。)」を加える。

第十一条の四中「(主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られたものに限る。)」で「のうち」に、「政令第二百二十九条の二の二第二項」を「政令第二百二十九条の二第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「確かめられたもの」の下に「(主要構造部が準耐火構造である建築物若しくは不燃材料で造られた建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物に限る。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(別の建築物とみなす部分)

第十一条の五 政令第一百七十七条第二項各号に掲げる建築物の部分は、前二条の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第七号ロの表二階の項及び三階の項中「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改め、同表四階以上の項中「当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる)と知事が認めるものに限る。」を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「建築物の一階から保育室等

が設けられている階までの当該階段の構造が、同条第三項第一号から第四号まで及び第十号」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼
保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づ
く幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広
島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号の表二階の項及び三階の項中「同条第三項第二号、第三号及び第九号
」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改め、同表四階以上の項中「当該階段
の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階
段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条
第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙
することができる）と知事が認めるものに限る。」を有する付室を通じて連絡することと
し、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「建築物の一階から保育室等が設
けられている階までの当該階段の構造が、同条第三項第一号から第四号まで及び第十号
」に改める。

附則第四条第二項中「第十四条第六項及び第七項」の下に「、第十五条」を加え、同
項の表第十四条第七項の項の次に次のように加える。

第十五条第 一号	耐火建築物	耐火建築物又は同条第九号の三に 規定する準耐火建築物（同号ロに 該当するものを除く。）
-------------	-------	---

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する保育所の建物であつて改正前の児童福祉法に基づく児
童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十五条第一項第七号ロの規定
により知事が有効に排煙することができると認めた排煙設備を有するものについては、
第二条の規定による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する
基準を定める条例第四十五条第一項第七号ロの規定にかかわらず、なお従前の例による。